

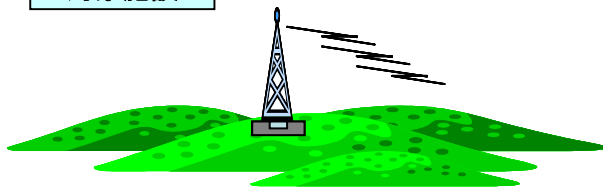
1 地上デジタル放送への完全移行のための 送受信環境整備事業 (5, 190百万円)

① デジタル中継局整備支援

条件不利地域において放送事業者が自力建設困難な地上デジタルテレビ中継局の整備を行う者に対して、国がその整備費用の一部を補助。

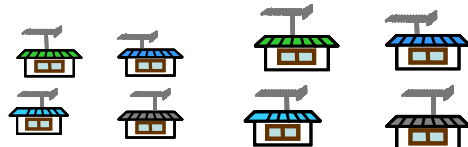
- ・ 事業主体 放送事業者、都道府県、市町村、第3セクター又は公益法人
- ・ 対象地域 条件不利地域
- ・ 対象施設 中継局施設（局舎、鉄塔等）
- ・ 補助率 1/2

対象施設



デジタル中継局整備

サービス対象



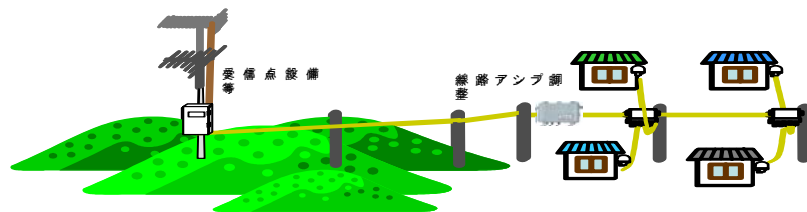
地域住民のデジタル受信確保

② 共聴施設の整備支援

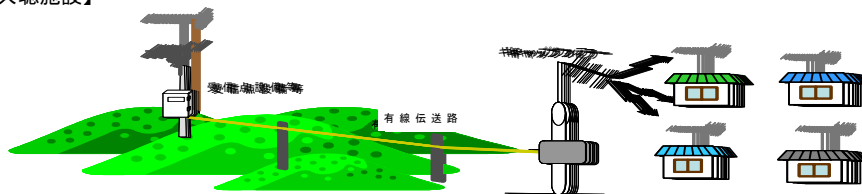
山間部等においてテレビジョン放送を受信するために共聴施設を整備する者に対して国がその整備費用の一部を補助

- ・ 事業主体 市町村又は共聴施設の設置者
- ・ 対象地域 山間部などテレビジョン放送の視聴が困難な地域
- ・ 対象施設 【有線共聴施設】受信点設備の移設費、改修費等（改修又は新設）
【無線共聴施設】受信点設備、有線伝送路、送信設備（改修又は新設）
- ・ 補助率 $\frac{1}{2}$
※有線共聴施設は、1世帯当たり3.5万円を超える場合が対象

【有線共聴施設】

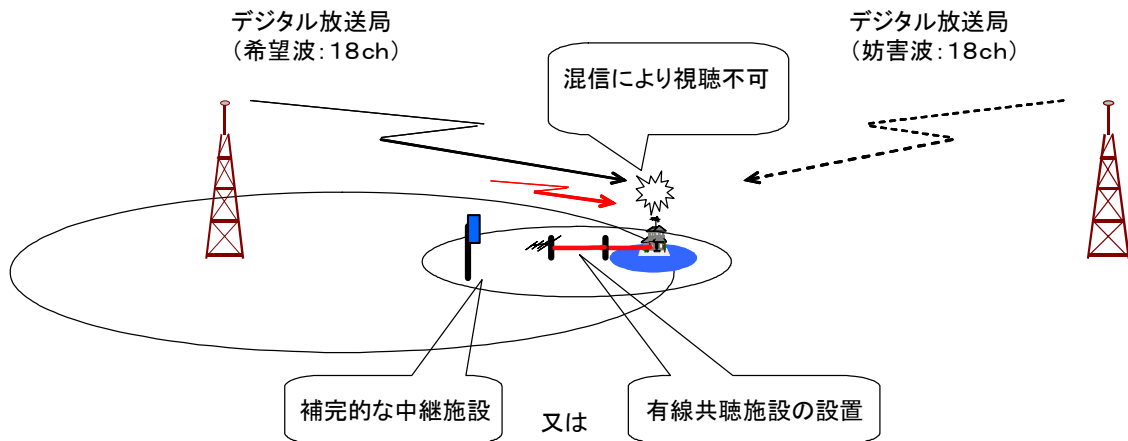


【無線共聴施設】



③ デジタル混信対策

他の電波からの混信のためにデジタル放送を良好に視聴できない場合に、これを解消することを目的として補完的な中継局を置局する者又は共聴施設を設置する者等に対して、国がその整備費用の一部を補助。



④ デジタル受信相談体制の整備

共聴施設のデジタル化や混信に関して国民視聴者から寄せられる相談その他の視聴者の視聴状況に応じた個別の対応が必要となる相談等に的確に対応するための相談体制を整備。

